

業 務 年 月 日		令和 年 月 日		令和 6 年 度 東本通土地地区画整理事業	
業 務 番 号		第 号		三原市本郷南三～五丁目	
業 務 方 法		委 託			
業 務 期 間		日間		東本通土地地区画整理審議会委員選挙人名簿修正業務委託	
		業 務 概 要		業 務 理 由	
		工事延長（ ）幅員（ ）		仕様書 単市	
		選挙人名簿作成 一式			

東本通土地区画整理審議会委員選挙人名簿修正業務委託

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、三原市（以下「発注者又は施行者」という。）が施行する、東本通土地区画整理審議会委員選挙人名簿修正業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業（以下「事業という。」）における、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第の規定に基づく土地区画整理審議会の設置における同法第58条に基づき令和7年度における審議会委員選挙の執行において、選挙人名簿の作成のための調査及び選挙人名簿の修正をすることを目的とする。

(準拠法令)

第3条 本業務の履行については、次に掲げる各種関係法令及び規定、その他の法令に基づいて行うものとする。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (2) 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）
- (3) 土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）
- (4) 民法（明治29年法律第89号）
- (5) 三原市本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行条例（平成17年2月）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) その他関係法令等

(業務の充足・補完)

第4条 本特記仕様書は、本業務に主要な業務事項のみを示したものであることから、これらに記載していない事項について、受注者は業務の履行において必要と認められるものについて、業務の完了を図るため責任をもって業務の充足及び補完をしなければならない。

(履行場所)

第5条 本業務の履行場所は本事業区域内とする。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日とする。

(貸与成果品)

第7条 本業務については、次の成果品を貸与することができる。
東本通土地区画整理審議会委員選挙人名簿作成業務委託（令和3年3月）

(打合せ)

第8条 本業務の実施にあたっては、適正かつ円滑な業務実施のため、受注者は、調査員からいつでも連絡し対応可能なよう連絡体制を整備するほか、調査員と密接な連絡をとり、業務方針及び条件の確認を行うこと。

2 受注者は、仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに調査員と協議を行うものとする。

(業務計画書)

第9条 受注者は契約締結後10日以内に次に示す業務計画書を作成し調査員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画(担当者の一覧表を記載すること)
- (5) 業務打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 照査技術者及び照査計画書
- (11) その他を記載した業務計画書

第2章 配置技術者等

(配置技術者)

第10条 本業務の実施に当たって、配置する技術者の資格については、次のとおりとする。

- (1) 照査技術者は次の該当する者とする。
土地区画整理事業に関する業務経験が10年以上あり、土地区画整理士の資格を有する者とする。
- (2) 管理技術者は、次のいずれにも該当する者とする。
土地区画整理事業に関する業務経験が10年以上ある者とする。

(業務カルテの登録)

第11条 本業務において受託者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

なお、提出期限は次のとおりである。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完成時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更が合った場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

第3章 業務の内容

(業務の内容)

第12条 本業務の内容は以下のとおりとする。

選挙人名簿作成

- (1) 権利者調査補正 47.8 ha
 - ア 土地各筆調書修正
 - イ 土地種目別地籍集計及び総括表補正
 - ウ 名寄簿修正

第7条の貸与成果品を基に(1)権利者調査補正業務におけるアからウにおける調査内容を令和6年10月時点に補正をする。

- (2) 住民票調査 800人
 - (1) 権利者調査補正業務におけるアからウの調査に必要な住民票の調査を行なう。

(貸与資料)

第 13 条 業務の履行に際し、発注者が貸与する成果品に基づき、当該業務を履行するものとする。

2 貸与した資料については、当該業務の遂行のためだけに使用するものとし、業務完了後は、速やかに発注者へ返還するものとする。

第 4 章 成果品等

(成果品)

第 14 条 成果品については、次のとおりとする。

なお、成果品の仕様については、発注者及び受注者と協議のうえ様式を定めるものとする。

1 選挙人名簿

ア 権利者調査補正 (帳票) 正副 1 部

イ 住民票調査 (帳票) 正副 1 部

(磁気媒体による納品について)

第 15 条 本業務の成果品におけるファイル形式については、原則マイクロソフトエクセルまたはワード (PDF は不可) Ver. 2013 以上互換とし、VBA マクロ・アドイン (TEXTCALC 等) は使用しないものとする。

ただし、特段の条件がある場合については別途受注者と協議を行うものとする。

第 5 章 照 査

(照査報告書の作成)

第 16 条 成果品の納入時において、照査報告書を作成する。

第 6 章 業務打合せ協議等

(業務打合せ)

第 17 条 本業務において業務に係る打合せについては、初回及び成果品納入時の 2 回含まれている。

ただし、現地踏査・外勤について上記には含まれないものとする。

第 7 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 18 条 本業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律によるもののほか、次の事項を定めるものとする。

(1) 個人情報取扱事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。
なお、業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、業務を行うにあたり個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(4) 目的外利用の禁止

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外のために利用してはならない。

(5) 第三者への提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(6) 適正な管理

受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損、紛失及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(7) 従事者への周知等

受注者は、業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知徹底しなければならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、業務を処理するために、発注者から貸与され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務が完了した場合又は使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は廃棄するとともに、報告書を発注者に提出しなければならない。

(9) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(10) 個人情報の運搬及び郵送

受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬及び郵送しなければならない。

(11) 再委託の禁止

受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(12) 実地調査

発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(13) 指示及び報告等

発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を履行するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

(14) 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

なお、契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(重要な情報等の取扱い)

第 19 条 受注者は、重要な情報及び個人情報を含む文書は、発注者で取扱うこととする。
また、権利者説明等やむをえず当該文書を持ち出す場合の取扱いについては、次のとおりとする。

貸与品については、発注者の指示に従い借用のうえ移送することとし、管理は確実に施錠保管とすることとする。

返納については、業務終了後、発注者の指示に従い、速やかに借用した情報内容の確認を得ることとする。

第 8 章 著作権等

(著作権)

第 20 条 本業務における成果品の著作権等におけるすべての権利は三原市に帰属するものとし、本業務で作成した情報を受注者は第三者に対し譲渡、流用及び転用等の行為をしてはならない。ただし、発注者の同意を得た場合についてはこの限りではない。

第 9 章 業務の再委託

(業務の再委託)

第 21 条 契約約款第条 6 第 3 項に基づき、第三者への再委託（本特記仕様書第 21 条に係る業務を除く）を申請する場合は、再委託業者に関する事項（業者名、所在地、登録番号、入札参加資格の有無、再委託金額、再委託部分の業務内容、担当技術者、技術者の資格及び再委託する理由）を添えて再委託申請を受注者へ提出し承認を得なければならない。

第 10 章 業務の完了

(業務の完了)

第 22 条 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。
なお、検査後にあって誤りや修正を要する箇所が発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正するものとする。

第 11 章 疑 義

(疑義)

第 23 条 受注者は、本特記仕様書に明記なき事項及び、業務実施に際して疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議し、その指示に従い実施することとする。

業務数量総括表

頁 1

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量	備考
区画整理業務				
管理業務				レベル1
管理				レベル2
選挙人名簿				レベル3
選挙人名簿修正				レベル4
直接人件費				
直接経費				
電子成果品作成費				レベル2
電子成果品作成費				レベル3
電子成果品作成費				レベル4
直接原価				
その他原価				
間接原価				
業務原価				
一般管理費等				
業務価格				
消費税等相当額				

業務数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量	備考
* * 業務委託料 * *				
消費税相当額計				
業務費計				

本郷都市計画総括図

位置図

大和町

久井町

三 原 市

河内町

廣島堂

山陽自動車道

山陽新幹線

卷之二

業務委託箇所

三原市

凡	例
	当該地区
	JR山陽本線・駅
	山陽新幹線
	山陽道自動車道
	国道

番 号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	決定年月日
3・4・1	津本三入刀路	15	2,343	1992.8.13
3・5・2	木西岡河崎線	12	1,100	1993.5.9
3・5・3	室中盤一丁線	14	873	1998.8.10

番 号	種 別	公 園 名	面積(ha)	決定年月日
2・2・1	市 区	本館第一児童公園	3.19	1988.1.13
2・2・2	市 区	本館第二児童公園	3.15	1991.8.7
3・4・1	特 殊	二 葉 公 園	6.30	1992.12.14

種 別	名 称	面積(ha)	決定年月日	備 考
ごみ焼却場	1号水野クリ ーンセンター	0.56	1991.8.27	総面積の 128/11×2

種 別	名	地 積	完成年月日
土地区画 整理事業	東本道土地区画整理事業	48.3	1998.8.19
“	黒川沖地区土地区画整理事業	11.8	—

名 称	处理区域名称	面积(亩)	竣工年月日
本邦公共下水道	温日川处理区	772	1990.10.16

種 別	名 称	敷地面積(㎡)	決 算 年 月 日
ポンプ場	木塚第1雨水ポンプ場	1,960	1995.12.18
〃	木塚第2雨水ポンプ場	3,860	1998.11. 8

凡		例	
行政区域		8,219ha	
都市計画区域		5,653ha	
用途地域		約767.8ha	
種 別		用途地域	種別
用 途	第1種低層住居専用地域	(第12)	住居
	第2種低層住居専用地域	(第13)	住居
	第2種中密度住居専用地域	(第14)	住居
地 域	第1種住居地域	(第15)	住居
	近隣商業地域	(第12)	商業
域	商業地域	(第1)	商業
	準工業地域	(第11)	工業
	工業地域	(第12)	工業
都市施設	都市計画道路		
	都市計画公園		
二 次 地 域 性 街 区			
公共下水道処理場			
公園			
土地用途調整事業地区			
宅地造成工事規制区域			

〔注〕 本図は、都市計画法に基づいて、定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。詳細については本町町誌末巻附録に添え付けの図解資料を参照してください。

1 : 20,000

[illegible]

東本通土地地区画整理審議会委員選挙人名簿修正業務委託
参 考 資 料

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 65 三原市(本郷) 00-06.09.01(0)		凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

区画整理業務 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
区画整理業務					X3000
管理業務					Y2C01 レベル1
管理	1	式			Y2C0101 レベル2
選挙人名簿	1	式			Y2C010101 レベル3
選挙人名簿修正	1	式			Y2C01010101 レベル4
各筆調書修正 調査面積 47.7ha	1	式			V0001 00
土地種目別地籍集計及び総括表補正 調査面積 47.8ha	1	業務			単第0 -0001 表
名寄簿修正 調査面積 47.8ha	1	業務			V0002 00
住民票調査	1	業務			単第0 -0002 表
	800	人			V0003 00
					単第0 -0003 表
					V0004 00
					単第0 -0004 表

区画整理業務 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
* * 直接人件費 * *					
直接経費					Z0001
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0005 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					

区画整理業務 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など * * 業務原価 * *	数量	単位	単価	金額	備考
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0005

各筆調書修正
調査面積 47.7ha

V0001

單第0 -0001 表

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

土地種目別地籍集計及び総括表補正

V0002

單第0 -0002 表

業務 当り

調査面積 47.8ha

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

名寄簿修正
調査面積 47.8ha

V0003

單第0 -0003 表

業務 当り

[illegible]

施工単価表

住民票調査

V0004

單第0 -0004 表

頁0 -0008

200

人 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

電子成果品作成費(設計)

S2Z0102X3

單第0 -0005 表

式 当り

その他の設計業務

[illegible]